

令和8年5月11日

建設消防委員会

北部上下水道課

工事契約解除に伴う調停結果等について

今般調停が成立し、解決金 4,198,000 円を支払うこととなったため報告するもの。

1. 対象工事

- (1) 工事名 令和5年度 水改北第19号（債務）寺島地内老朽管更新工事（以下「本件工事」という。）
- (2) 工事内容の概要
管据付工 L=885.9m
- (3) 契約日 令和6年3月28日
- (4) 契約工期 令和6年3月29日から令和6年10月31日まで
- (5) 契約額 65,439,000 円（税抜き 59,490,000 円）

2. 契約解除までの経緯

- 令和6年3月19日 落札事業者決定
- 3月28日 契約締結
- 4月18日 入札参加事業者から疑義申し立て書受理（北部上下水道課）
設計書積算内容の再確認を実施、調査基準価格の違算が判明
- 4月23日 落札事業者に工事中止の申し入れ
- 5月27日 契約解除

3. 違算の経緯

工事積算を行う場合、工事の個別的事情により別途補正係数を入力することがある。本件積算にあたり個別補正のある過去データを複写して使用したところ、過去の補正係数の消去を怠ったため、調査基準価格の算出基礎となる設計額に違算（561,000 円）が生じた。

設計額の確認は、工事の積算担当職員及び積算グループ員が行い、執行決裁において各決裁者も確認することとされていたが、本件では全ての事務過程でこれを看過した。

4. 調停までの経緯

令和6年3月28日で契約締結したが、同年4月18日に他の入札参加事業者から疑義申し立てがあり、調査基準価格の誤りが判明した。

本件誤りにより本来ではない者が落札事業者に決定していたことから、当該落札事業者に事情説明及び謝罪するとともに、契約約款に基づき本件契約を解除した。

これに対し当該落札事業者から契約解除に伴って発生した損害の賠償請求がなされたが、損害額の折り合いがつかず、当該落札事業者は契約約款に基づき、静岡県建設工事紛争審査会（以下「紛争審査会」という。）に対し、調停の申請を行った。

令和8年4月13日、紛争審査会において解決金4,198,000円（逸失利益3,900,000円、契約解除に伴う実損額298,000円）を市が支払うことで調停が成立した。

5. 事業への影響

本件工事は、入札のやり直しで落札した事業者により予定工期内に完成しており、事業の遅延等影響は生じていない。

6. 再発防止

- ・過去データを複写した場合の経費率の修正、消去漏れ防止のため、経費率に関する項目を具体的に明記した部内共通のチェックリストを作成した。
- ・他グループ職員を含め、複数人で確認を行うようチェック体制の強化を図った。
- ・積算誤り等の事例情報を課内で共有し、注意喚起及び意識向上を図った。